

一般社団法人ウェイクボード協会の皆さまへ

# JWBA 保険制度のご案内

## #4 JWBA協力店・法人会員向け賠償責任保険

ウェイクボードショップ運営に関する賠償責任保険(店舗あり/店舗なし)

### この保険の特長

### 貸出しおよび修理・販売に係る賠償責任保険 (生産物賠償責任保険)

基本補償

保険加入者が貸し出し・販売したウェイク器材の欠陥により発生した、第三者の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償を負担することによって被る損害や、修理・調整したウェイク器材を引き渡したあとに、修理・調整が原因で発生した第三者の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。

### A 店舗管理上の賠償責任保険 (施設所有(管理)者賠償責任保険)

店舗ありの場合

保険加入店の店舗管理上の過失により発生した第三者の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。

### B 製造販売に係る賠償責任保険 (生産物賠償責任保険)

ウェイクボードを製造販売される場合

保険加入者が製造・販売するウェイクボードの欠陥により発生した第三者の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。

「店舗運営に関する備えは大丈夫ですか？」

## 保険料プラン (支払限度額と年間保険料)

支払限度額 (1事故/保険期間中) 5億円

免責金額 0円

年間保険料 年間売上高1,200万円以下の協力店、法人会員様

### 《店舗を保有する協力店・法人会員》

【基本】+ A 施設賠償

21,770円

【基本】+ A 施設賠償 B 製造販売に係る賠償責任

56,600円

### 《店舗を保有しない協力店・法人会員》

【基本】のみ

22,040円

【基本】+ B 製造販売に係る賠償責任

58,770円

※店舗を保有する協力店は種類の異なるB製造販売に係る賠償責任(施設賠償)と基本補償(生産物賠償)を組み合わせることで割引適用があり、保険料が安くなります。

- 売上高が1,200万円以下の一律の保険料となります。
- 売上高が1,200万円を超える場合は取扱代理店「株式会社ほけんのぜんぶ」までお問合せください。

## この保険で支払われる主な保険金

被保険が法律上の賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。  
対人賠償の場合・・・治療費、逸失利益、慰謝料など  
対物賠償の場合・・・滅失の時は滅失の時価額、き損、汚損の場合は修理費用  
その他・・・応急手当、護送などの費用、引受保険会社の承諾を得て支出した訴訟費用、弁護士費用等

## この保険でお支払いできない主な場合

- ①故意によって生じた損害賠償責任
- ②地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ③車両、船舶、航空機の所有・使用・管理によって生じた損害賠償責任
- ④損害賠償に関し特別な取決を行い、その取決に基づいて負担する損害賠償責任
- ⑤受講者の財物を預かって保管したり、使用または加工している間に、その預かった財物を損壊させたことにより負担する損害賠償責任
- ⑥スタッフなど従業員に対する事故によって生じた損害賠償責任
- ⑦ウェイクボードおよびウェイクサーフィンの講習またはツアーに起因する事故によって生じた損害賠償責任

など



### 【保険料確定特約について】

- この保険には確定特約がセットされていますので、ご加入時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の（保険料の算出の基礎）を基に算出した保険料を払い込みいただきます。  
（注）ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
  - 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
  - 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
  - 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
  - 保険料算出の基礎数値がご加入時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合にはセットすることができません。  
（注）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間（ご契約期間）とするご契約には、この特約をセットできません。
  - ご契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い、保険料を返還・請求いたします。
  - 中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。
- ※この保険に加入を希望、検討される協力店・法人会員の皆さまは、取扱代理店である株式会社ほけんのぜんぶまでご連絡をお願いいたします。  
個別加入になりますので該当の保険会社各種パンフレット等の資料を送付させていただき、個別に打合せさせていただきます。

## 加入要領

**保険期間** 1年間  
**加入資格** JWBA協力店（団体契約ではなく、加入を希望する協力店）  
が保険契約者となります。

**被保険者（補償に対象となる方）** 保険加入者

この保険にご加入を希望、検討される協力店の皆さまは、取扱代理店である「株式会社ほけんのぜんぶ」までご連絡をお願いいたします。個別加入になりますので保険会社のパンフレット等の資料をお送りさせていただき個別に打合せさせていただきます。

## ご注意

### 【保険会社破綻時の取扱い】

- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

### 【複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）】

他の保険契約等（異なる保険種類の特約やこの契約の引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。  
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください※。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「各種保険商品パンフレット」および「重要事項の説明契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## お問い合わせは

### 【取扱代理店】

株式会社ほけんのぜんぶ  
住所：〒171-0014  
東京都豊島区池袋2-53-5  
KDX池袋ウエストビル7F

### 【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
東京北支店 池袋支社  
住所：〒170-0013  
東京都豊島区東池袋3-22-17  
東池袋セントラルプレイス3階  
TEL：050-3460-1442